

## 住宅宿泊事業者届出にかかる申請・問合せ先等

申請・届出先等／	法	個		
<b>★各地域の消防本部又は消防署【消防法(建物の防火安全について)】</b>				
消防法令適合通知書	●	●	届出の添付書類として求められます。取得にあたっては、お住まいの地域を管轄する消防本部に御連絡ください。(場合によっては、誘導灯や自動火災報知設備などが必要となる場合があります)。	届出書類一覧 2 <input type="checkbox"/>
防火対象物使用開始届出書	△	△	市町村の火災予防条例に基づき届出が必要な場合があります。要否についてお住まいの地域を管轄する消防本部に御確認ください。	
<b>★法務局</b>				
登記事項証明書	●		法人の登記事項証明書	届出書類一覧 4 <input type="checkbox"/>
法定代理人(法人)の登記事項証明書		△	届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合	届出書類一覧 6 <input type="checkbox"/>
住宅の登記事項証明書	●	●	届出する住宅に関する証明書	届出書類一覧 8 <input type="checkbox"/>
<b>★市役所・町村役場</b>				
市町村の長の証明書	●	●	法人：役員全員、個人：届出者 成年後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明 ※本籍地のある市区町村で取得	届出書類一覧 5 <input type="checkbox"/>
下水道法第11条の2の下水道使用開始の届出	△	△	「特定施設」に該当する場合で、温泉法に規定する温泉を利用する場合は届出が必要となります。 各市町村下水道担当課に相談してください。	
<b>★保健所</b>				
食事を提供する場合	△	△	宿泊者に食事を提供する場合は、食品衛生法の許可が必要な場合があります。必ず保健所に事前相談してください。	

住宅宿泊事業者の届出で必要な資料

●印は必ず提出のもの。△印は必要に応じて提出のもの。

・消防法令適合通知書は、管轄の消防本部によるが、消防本部から県観光課への電子データ送付をもって代替することができる。